

JAF公認準国内競技

2015年JAF中部・近畿ラリー選手権 第4戦

2015年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第3戦

2015年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第3戦

ANDテクニカルツアー2015

特別規則書 <草案>

Supplementary Regulations <Draft>

開催日:2015年07月25日～26日

主催

エースナビゲーター&ドライバーズ

2015年JAF中部・近畿ラリー選手権 第4戦
2015年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第3戦
2015年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第3戦
ANDテクニカルツアー2015

目次

第1条	競技会の名称	3
第2条	競技種目	3
第3条	競技の格式	3
第4条	開催日程および開催場所	3
第5条	競技会本部（HQ）	3
第6条	競技内容	3
第7条	オーガナイザー	4
第8条	組織	4
第9条	参加車両	4
第10条	クルーの装備品	5
第11条	クラス区分	6
第12条	参加資格	6
第13条	参加台数および参加受理	6
第14条	参加申込および問合せ先（大会事務局）	7
第15条	保険	7
第16条	参加申込受付期間	7
第17条	プログラム	7
第18条	レッキの実施方法	9
第19条	タイムコントロール	9
第20条	スペシャルステージ	9
第21条	整備作業	9
第22条	賞典	10
第23条	成績	10
第24条	付則	10
付則1	暫定ITINERARY（ラリー行程表）	11
付則2	JMRC中部ラリー互助会《規約》	12

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2015年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、2015年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定、2015年JMRC中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2015年 JAF 中 部 ・ 近 畿 ラリー選手権 第 4 戦 (以下地区戦と記載)
2015年 JMRC 中 部 ラリーチャンピオンシリーズ 第 3 戦 (以下地区戦と記載)
2015年 JMRC 中 部 ラリーチャレンジシリーズ 第 3 戦 (以下チャレンジと記載)
ANDテクニカルツアー2015

第2条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第3条 競技の格式

JAF公認準国内格式 JAF公認番号:2015-***

第4条 開催日程および開催場所

開 催 日 程:2015年07月25日(土)~07月26日(日)の2日間
開 催 場 所:富山県内
ラリースタート:富山県高岡市 高岡テクドーム
ラリーフィニッシュ:富山県高岡市 とやま・ふくおか家族旅行村(地区戦)
富山県小矢部市 みどりの広場(チャレンジ)

第5条 競技会本部(HQ)

1. 所在地 名称:富山県高岡市 高岡テクドーム
開設日時:2015年07月25日(土)18:00~21:00
2. 所在地 名称:富山県小矢部市 みどりの広場
開設日時:2015年07月25日(土)21:00~07月26日(日)03:30
3. 所在地 名称:富山県高岡市 とやま・ふくおか家族旅行村
開設日時:2015年07月26日(日)03:30~07月26日(日)10:00

第6条 競技内容

1. 競 技 内 容 :スペシャルステージラリー
2. 指示速度走行区間の有無:無
3. 総 走 行 距 離 :約95km(地区戦)、約50km(チャレンジ)
4. スペシャルステージの有無:有
5. スペシャルステージ路面の種別:舗装路面
6. スペシャルステージの総距離:約42km(地区戦)、約22km(チャレンジ)
7. スペシャルステージの数:8(地区戦)、4(チャレンジ)
8. セクシヨンの数:2(地区戦)、1(チャレンジ)
9. サービスの有無:有(地区戦)、無(チャレンジ)
10. 競技中の指定給油所の有無:無

第7条 オーガナイザー

名称:エースナビゲーター&ドライバーズ(JAF加盟クラブNo. 16002)

所在地:〒939-1542 富山県南砺市梅ヶ島250

代表者:野村公成 TEL:0763-32-7052 FAX:0763-32-8833

第8条 組織

1. 組織委員会

組織委員長 成瀬 克巳(AND)

組織委員 野村 長(AND)

組織委員 今井 克彦(AND)

2. 競技会審査委員会

審査委員長 澤田 耕一(SHIROKIYA)

審査委員 梅津 祐実(OECU-AC)

3. 競技役員

競技長 野村 公成(AND)

副競技長 今井 克彦(AND)

コース委員長 金子 敏邦(SHIROKIYA)

計時委員長 吉田 昌史(AND)

技術委員長 萩沢 克巳(AND)

救急委員長 成瀬 克巳(AND)

事務局長 成瀬 克巳(AND)

副事務局長 今井 克彦(AND)

JMRC中部救急認定委員 成瀬 克巳(AND)

第9条 参加車両

<地区戦>

1. 2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。

A. ラリーRN車両

B. ラリーRJ車両

C. ラリーRF車両

D. ラリーAE車両

E. ラリーRPN車両

ただし、RPN車両については同一車両形式の最も古いJAF登録年数が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

2. 過給器付きエンジンにおけるエアリストリクターの装着は任意とする。但し、エアリストリクターを装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径:39mm未満)とする。

DE-6クラスにおいてエアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット(ECU)の変更、改造を認めない。

3. 最低重量については、2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章第7条に従うこと。

4. ランプポッドを装着する際は、RF車両も含めて2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第10条10. 2)に従うこと。

5. すべてのRF車両、RPN車両およびAE車両は、下記のロールケージを装着すること。

① 6点式+左右のサイドバーを基本構造とした40φのロールケージを装着しなければならない。

② 気筒容積が2000CCを超える車両については少なくとも一本の斜行ストラットを取り付けなければならない。

＜チャレンジ＞

- 2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った以下の車両とする。
 - ラリーRN車両
 - ラリーRJ車両
 - ラリーRF車両
 - 2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両(RB車両)で下記のすべての条件を満たしたもの。
 - 2002年12月31日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
 - FIA公認車両またはJAF登録車両であること。FIA公認車両とJAF登録車両の両方の資格を有する場合は、JAF登録車両として取り扱う。
 - 6点式以上のロールケージを装着していること。
 - ラリーAE車両
 - ラリーRPN車両
- ランプポッドは装着禁止とする。但し、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯2灯の追加が認められる。なお、走行用前照灯を追加する際のボンネットの加工は一切認めない。
- リストラクターの装着は義務付けない。
- リストラクターの装着時を除き、ECUの変更および改造は一切認めない。

＜地区戦・チャレンジ共通事項＞

- メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルトに加え、2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章第2条に定める4点式以上の安全ベルトを装備していること。
- マフラーについては保安基準適合品への変更を認めるが、如何なる場合においても排気ガス規制値を厳守しなければならず、経年変化・変形等の為、音量規制値を上回る事は許されない。参加者は、使用するマフラーについて主催者が求めた場合、保安基準適合品である事を証明出来るように必要な書類等を完備すること。
- エアクリーナーケースの加工は一切認められない。エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
- 三角停止板2枚、赤色灯、非常用信号灯（発煙筒）2本以上、A3サイズのスOS/OKサイン2枚、牽引ロープおよび救急用品を搭載すること。これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
- 少なくとも2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章第3条3. 1)に定める手動消火装置を装備すること。
- ホイールおよびタイヤについては、2015年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条に従うこと。なお、RF車両はRJ車両規定に従うこと。
- Sタイヤの使用を禁止する。

(現時点での使用禁止Sタイヤの銘柄は下記のとおりとする)

タイヤメーカー	ブランド名	使用禁止タイヤ銘柄
ダンロップ	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R/08R/881/888/RR
横浜ゴム	ADVAN	021/032/038/039/048/050
メーカー問わず	海外メーカー製造、通称Sタイヤ等。	

この表は、あくまでも現状で一般的にSタイヤと認識されている銘柄を列挙したものであり、原則Sタイヤ(セミレーシング)は禁止と考えてください。上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、猶予期間を待たず使用を禁止する場合がありますのでご注意ください。

不明な場合は主催者に問い合わせして下さい。

- すべての参加車両は本競技会にて使用するタイヤを申告すること。使用タイヤに申告内容との相違が

ある場合、主催者の判断にて参加を拒否することができる。

第10条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しコ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2015年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。
3. 上記1. の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第11条 クラス区分

<地区戦>

DE-6クラス: 気筒容積3000ccを超える車両(ラリーRN、RJまたはRF車両)

DE-5クラス: 気筒容積1500ccを超え、3000cc以下の車両(ラリーRN、RJまたはRF車両)

DE-4クラス: 気筒容積1600ccを超え、2000cc以下の2輪駆動車両(ラリーRPN車両のみ)

DE-3クラス: 気筒容積1500cc以下の車両(ラリーRN、RJまたはRF車両)

DE-2クラス: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動車両(ラリーRPN車両及び全てのAE車両)

<チャレンジ>

気筒容積、駆動方式および異なる車両区分(RN、RJ、RB、RF、AE、RPN)によるクラス区分は行わない。

第12条 参加資格

<地区戦>

1. ドライバーおよびコ・ドライバーは、当該車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後1年以上経過していること。
2. JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
3. 1チーム2名限定とする。
4. 20才未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
5. 上記2. 以外の者においては、主催者の判断により参加を認める。

<チャレンジ>

1. ドライバーは、ドライバーとして、過去5年以内のJMRC各地区のラリーシリーズまたは、JAF地方ラリー選手権においてシリーズ3位以内に入賞した経験がない者であること。
2. JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
3. 1チーム2名限定とする。
4. 20才未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
5. 上記1. および2. 以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。但し、その場合、上記1. に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
6. 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

第13条 参加台数および参加受理

1. 総参加台数は60台までとする。
2. 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料等は事務手数料2,000円を差し引いて返還される。
3. 参加不受理および各参加者側の理由による参加申込取消しの場合、事務手数料2,000円を差し引いて参加料等を返還する。

4. 正式受理後の参加料はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第14条 参加申込および問合せ先(大会事務局)

1. 参加申込先・問い合わせ先

〒939-1542 富山県南砺市梅ヶ島250
AND事務局 成瀬 克巳

TEL:0763-32-7052

FAX:0763-22-5045

2. 提出書類

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. サービス申込書
4. レッキ参加登録書
5. ラリー競技に有効な自動車保険(任意保険)証券の写し
(保険の加入条件がわかるもの)

3. 参加料

地区戦参加車両	46,000円(1台につき)
チャレンジ参加車両	26,000円(1台につき)
レッキ費用	2,000円(1台につき)
サービス車両登録	1,000円(1台につき)
サービスクルー登録	2,000円(ゴール会場へ入場する方のみ)(1名につき)

4. 参加料振込先(参加料を振込によって行なう場合)

銀行名 : となみ野農業協同組合
支店名 : 庄西支店
口座番号 : 普通預金6013010
口座名義 : エースナビゲーターアンドドライバーズ

5. 参加申込にかかるすべての郵送料および振込手数料は参加者負担とする。郵送料および振込手数料を参加料金から差し引かないこと。
6. 参加料を振込によって支払う場合、必要な提出書類の原本は郵送にてエントリー締切日までに大会事務局に到着しなければならない。

第15条 保険

運転者は、ラリー競技に有効な対人、対物、および搭乗者保険(またはドライバー、コ・ドライバー共にJMRC各地区の共済もしくはスポーツ安全保険)に加入していること。

参加申し込み時に、上記保険類の契約書類を提示し、参加受付時に原本提示すること。

JMRC中部登録クラブ員でかつ、2015年度クラブ員名簿をJMRC中部事務局に提出済みのドライバーは、JMRCラリー互助会に加入することでこれに替えることができる。

ラリー互助会加入に際しては、ラリー互助会規定を熟読し、規定に指示された手続きを行うこと。

第16条 参加申込受付期間

1. 受付開始

2015年06月18日(木)00:00

2. 受付締切

2015年07月17日(金)24:00

第17条 プログラム

参加申込の開始日

2015年06月18日(木)

参加申込の締切日

2015年07月17日(金)

レッキ受付

日時: 2015年07月25日(土) 12:00~12:30

場所: 富山県小矢部市 みどりの広場

レッキ

日時: 2015年07月25日(土) 12:30~16:00(予定)

参加確認

日時: 2015年07月25日(土) 18:00~18:30

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

サービス受付

日時: 2015年07月25日(土) 18:00~18:30

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

ロードブックの発行

日時: 2015年07月25日(土) 18:00

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

公式車両検査

日時: 2015年07月25日(土) 18:00~19:00

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

第1回審査委員会

日時: 2015年07月25日(土) 19:30~

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

ドライバーズ・ブリーフィング

日時: 2015年07月25日(土) 20:00~

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム 会議室

スタートリストの公示

日時: 2015年07月25日(土) 20:00(予定)

場所: 公式掲示板

スタート

日時: 2015年07月25日(土) 21:00(1号車予定)

場所: 富山県高岡市 高岡テクノドーム

サービスパークオープン

日時: 2015年07月25日(土) 22:00

場所: 富山県小矢部市 みどりの広場

ラリーフィニッシュ

日時: 2015年07月26日(日) 00:00(チャレンジ 予定)

場所: 富山県小矢部市 みどりの広場

日時: 2015年07月26日(日) 03:30(地区戦 予定)

場所: 富山県高岡市 とやま・ふくおか家族旅行村

暫定結果発表

日時: 2015年07月26日(日) 02:30(チャレンジ 予定)

場所: 公式掲示板およびサービス会場

日時: 2015年07月26日(日) 08:00(地区戦 予定)

場所: 公式掲示板および表彰式会場

表彰式

日時: 2015年07月26日(日) 09:00(予定)

場所：富山県高岡市 とやま・ふくおか家族旅行村

第18条 レッキの実施方法

1. レッキ受付

日時：2015年07月25日(土)12:00～12:30

場所：富山県小矢部市 みどりの広場

2. レッキタイムスケジュール

レッキタイムスケジュールおよび実施の詳細は受理書にて示す。

3. 各クルーはレッキの間中、左リヤサイドウインドウにレッキゼッケンを貼付しなければならない。

4. 各クルーは各スペシャルステージを(一部区間を除き)2回走行することができる。但し、同じ区間を重複使用するスペシャルステージは1つのステージとして、1ヶ所で2回の走行とする。

5. スペシャルステージ区間内では指示された方向に従って走行すること。逆走を禁止する。

6. レッキに競技車両を使用することを認める。

7. レッキのタイムスケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も禁止する。これに違反した場合は大会審査委員会によって罰則が課せられる。

また、レッキ以外での富山県高岡市内、氷見市内での本人または関係者の事前走行を禁止する。もしその事実が発覚した場合は、氏名を公表するとともに、そのチームからの参加を一切認めない。

8. レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。さらに特別規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。いかなる場合も他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。オフィシャルはレッキのルート上で競技車両の動作を目視、計測機器、写真、ビデオ等によって監視することがある。全ての違反は大会審査委員会に報告される。

第19条 タイムコントロール

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。

2. 地区戦のTC8Aについては、早着によるタイムペナルティを与えない。

3. チャレンジは、TC4Aを最終タイムコントロールとする。

第20条 スペシャルステージ

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。

2. スタートはスタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。

3. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定第26条5.に従う。

第21条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員：技術委員長 萩沢 克巳

2. 整備作業を行なうことができる場所：富山県小矢部市久利須字宮納15番地 みどりの広場

3. サービスパークには競技車両の他には登録されたサービスカー以外は入場出来ない。サービスカーは参加申込時に登録され、サービス車両であることを示すプレート(サービスカー登録証)を表示していなければならない。

4. 整備作業の範囲

(1)タイヤの交換

(2)ランプ類のバルブの交換

(3)点火プラグの交換

(4)Vベルトの交換

(5)各部点検増し締め

5. 上記以外の整備作業を行なう場合、所定の整備申告書に記入し、競技会技術委員長の許可を得ること。作業後は整備申告書を必ず提出すること。

6. 整備作業を行なうことができる者は、当該車輛の乗員および登録されたサービスクルーとする。
7. 整備作業を行なうときは、必ずシートを敷いて行ない、サービスパークの美化に努めること。

第22条 賞典

- DE-6クラス 1～3位：JAFメダル、副賞4～6位：副賞
- DE-5クラス 1～3位：JAFメダル、副賞4～6位：副賞
- DE-4クラス 1～3位：JAFメダル、副賞4～6位：副賞
- DE-3クラス 1～3位：JAFメダル、副賞4～6位：副賞
- DE-2クラス 1～3位：JAFメダル、副賞4～6位：副賞
- チャレンジクラス 1～3位：JAFメダル、主催者賞

なお参加台数によって、JAF盾を除き、各クラス参加台数の30%を超えない範囲に賞典を制限する場合がある。この場合の正式な賞典内容は、参加受理書発送時に公式通知にて示す。

第23条 成績

1. 各スペシャルステージにおける所要時間とペナルティタイムとを積算し、合計所要時間の少ないものを上位とする。
2. 合計所要時間が同じとなった場合は、ペナルティタイムの少ないものを上位とする。ペナルティタイムの比較によっても順位が決まらない場合は、SS1の所要時間の少ないものを上位とする。これによっても順位が決まらない場合は、以下SS2、SS3と順に比較する。

第24条 付則

1. 本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
2. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則JMRC中部ラリー共通規則ならびにJMRC中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
3. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
4. 本競技会にて使用されるコースの肖像権は主催者に帰属し、主催者の許可なく本競技会に関する動画や画像を動画共有サイト、ブログ、SNS等インターネット上に公開してはならない。

(付則1)

A N Dテクニカルツアー2015 (中部・近畿ラリー選手権・中部チャンピオンシリーズ)

ITINERARY (ラリー行程表)

25th-26th July, '15

TC	Location	SS Dist.	Liaison Dist.	Total	Target	Average	1st car
SS	場所	SS距離	リエゾン距離	区間距離	基準時間	平均速度	1号車
		km	km	km	hour:min	km/h	time
Section 1							
TC0	テクノドーム						21:00
TC1			26.365	26.365	0:50	31.6	21:50
SS1	Nouetsu North REV	6.538	(0.084)		0:03		21:53
TC2			1.292	7.830	0:22	21.4	22:15
SS2	Nouetsu South REV	4.754	(0.360)		0:03		22:18
TC3			26.825	31.579	1:00	31.6	23:18
SS3	Nouetsu North REV	6.538	(0.084)		0:03		23:21
TC4			1.292	7.830	0:22	21.4	23:43
SS4	Nouetsu South REV	4.754	(0.360)		0:03		23:46
TC4A	Service Park 宮島 緑の村		1.318	6.072	0:17	21.4	0:03
TC4B	Regroup in				0:30		0:33
TC4C	Regroup out				0:30		1:03
Sub Total		22.584	57.980		4:03	-	-
Section 2							
TC4C	宮島 緑の村				-	-	1:03
TC5			1.251	1.251	0:05	15.0	1:08
SS5	Nouetsu South	4.547	(0.097)		0:03		1:11
TC6			1.470	6.017	0:17	21.2	1:28
SS6	Nouetsu North SHORT	5.328	(0.041)		0:03		1:31
TC7			28.417	33.745	1:05	31.1	2:36
SS7	Nouetsu South	4.547	(0.097)		0:03		2:39
TC8			1.470	6.017	0:17	21.2	2:56
SS8	Nouetsu North SHORT	5.328	(0.041)		0:03		2:59
TC8A	とやま・ふくおか家族旅行村		5.100	10.428	0:25	25.0	3:24
Sub Total		19.750	37.984		2:21	-	-
Grand Total		42.334	95.964		6:24	-	-

ANDテクニカルツアー2015 (中部チャレンジシリーズ)

ITINERARY (ラリー行程表)

25th-26th July.'15

TC	Location	SS Dist.	Liaison Dist.	Total	Target	Average	1st car
SS	場所	SS距離	リエゾン距離	区間距離	基準時間	平均速度	1号車
<i>Section 1</i>		km	km	km	hour:min	km/h	time
TC0	テクノドーム						21:00
TC1			26.365	26.365	0:50	31.6	21:50
SS1	Nouetsu North REV	6.538	(0.084)		0:03		21:53
TC2			1.292	7.830	0:22	21.4	22:15
SS2	Nouetsu South REV	4.754	(0.360)		0:03		22:18
TC3			26.825	31.579	1:00	31.6	23:18
SS3	Nouetsu North REV	6.538	(0.084)		0:03		23:21
TC4			1.292	7.830	0:22	21.4	23:43
SS4	Nouetsu South REV	4.754	(0.360)		0:03		23:46
TC4A	Service Park 宮島 緑の村		1.318	6.072	0:17	21.4	0:03
Total		22.584	57.980		3:03	-	-

(付則2)

JMRC中部ラリー互助会 《規約》

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部ラリー互助会(以下互助会という)とする。

第3条 対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員であること。
必ず、JMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

第4条 互助会への加入

各自、互助会申し込み専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。

また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

第5条 適用イベント

JAF中部近畿ラリー選手権および JMRC中部が認めた競技会に適用する。

第6条 補償内容(対人)

当該ラリー競技中(レッキを含む)に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故(死亡・重度障害)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。

ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第7条 補償内容(対物)

当該ラリー競技中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。

ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第8条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。

30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属クラブ員が行うこと。

第9条 給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運

営委員会で給付の承認がされた場合、支払い済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。

第10条 施行

2014年5月28日より施行する。

2012年1月7日 制定
2014年5月28日 改正